

平成二十一年六月十二日受領
答弁第四九〇号

内閣衆質一七一第四九〇号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する再質問に対する答弁書

一について

諸外国の要人の本邦における滞在日程等である。

二について

外務省を除く他の省庁において、外務省と同様にワインを保存している省庁は宮内庁が約七千本、内閣官房が約千四百本である。

三について

外務省において保存しているワインの維持・管理に要する費用を算出することは困難である。

四から六までについて

外務省において把握している範囲では、お尋ねのような事例は確認されていないが、そのような事例があつた場合には、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等の関連法令上必要とされる事項を物品管理簿等に記載又は記録することとなる。

七について

年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるからである。

八及び九について

外務省において保存しているワインの購入先は品質保持の面で信頼し得る業者としている。平成十六年以降の購入先は、株式会社都貿易、銀座屋酒店、株式会社カーヴ・ド・リラックス及びエノテカ株式会社である。